

(4) 合議制機関の検討

市場化テスト導入にあたっては、庁内での合意形成、実施に向けた推進体制の整備、実施にあたり必要な合議制の機関（第三者機関）設立に向けた条例制定や人選を行う必要がある。これら導入推進体制の整備は、市場化テスト導入に向けた最初の段階として重要な項目であり、以降の検討にも大きく影響を与える。

特に、公共サービス改革法に順ずる市場化テストを行う場合、市場化テストの公平性・透明性を判断する機能として合議制の第三者機関を整備することが求められているが、特定公共サービスによらない場合でも、官民競争入札・民間競争入札を実施する際は、事業者選定等の過程での公平性担保として市役所外部人材を含む合議制の第三者機関が必要である。

①合議制機関の設置

公共サービス改革法第 47 条では、特定公共サービスを対象とした市場化テスト（官民競争入札または民間競争入札）の実施にあたって合議制の機関の設置が規定されており¹、地方公共団体の場合は新たに合議制の機関を設置するほか、同種の機能を持った審議会を活用することが主に想定される²。

南相馬市において同種の機能を持った既存の審議会等を活用する場合、行政評価の外部評価委員会である「公共事業評価委員会」や、市民協働による行政運営を進めるために設置された「行政改革審議会」を活用することも考えられるが、客観的視点による事業評価を行う専門的な知見が必要であることから、新たな人選を含めて新たな機関を設置することが好ましいと考えられる。

第三者機関は、条例により新たに設置する以外に、内閣府公共サービスの改革に関するホームページのFAQ27 ページ「5. 合議制の機関（法第 47 条）について」に、

- (1) 条例を制定し、新たに機関を設置
- (2) 行政評価に関する審議会等、同種の機能をもった審議会が存在する場合に、条例改正することによって活用。
- (3) 地方自治法第 252 条の 7 を利用し、複数の自治体で共同設置。
- (4) 地方自治法第 252 条の 14 を利用し、既に他の地方公共団体が設置している合議制の機関に事務を委託。

以上の 4 パターンが記載されている。

¹ 公共サービス改革法第 47 条第 2 項

² この他に複数の自治体での共同設置、他の地方公共団体が設置している合議制の機能に事務を委託する方法がある。

また、合議制機関については、南相馬市における不断の公共サービス改革の実施に向け条例等による設置とすることが望ましいと考えられる。この場合、合議制機関である第三者機関についての設置条例とするか、公共サービス改革推進についての全般的な指針も含めた推進条例とするかについては検討が必要である。

②合議制機関の権能について

市場化テストの実施過程において、第三者機関が関与すべき範囲についても検討を行う必要がある。

図表 第三者機関の関与の範囲

凡例【○：法定、－：設定なし】

第三者機関での審議事項	特定公共サービス	国の事業
①事業の選定	－	○
②実施方針の策定	－	○
③実施要項の策定	○	○
④入札書類の評価	○	○
⑤実施者の決定	○	○
⑥契約解除・変更	○	○
⑦報告の徴収・指示の措置の通知	○	○
⑧勧告	－	○
⑨モニタリングの評価	－	○
⑩事業の検証・評価	－	－
⑪制度の検討	－	－

公共サービス改革法に基づく特定公共サービスの実施に係る第三者機関の関与の範囲は、国の市場化テスト実施の場合に比較して極めて限定的な関与となっている。法に規定する特定公共サービスと規定されている以外の業務を一体として市場化テストを実施し、同一主体に業務を行わせるためには、内閣府公共サービスの改革に関するホームページのFAQ 6 ページ並びに 9 ページによれば「(抜粋) 特定公共サービスについては、本法に基づく手続により、特定公共サービス以外の業務については、本法の手続を条例・規則等に規定することにより、特定公共サービスとそれ以外の業務を併せて官民競争入札等を実施することができます。」と明記されている。

即ち、第三者機関の設置を含め、市場化テストの実施に係る第三者機関の関与範囲や手続きを加えて例規で規定することで、地方公共団体においては行政サービスの改革に係る業務の執行を効率的に実施することが可能であるといえる。

地方公共団体においても国の事業と同様に事業選定や実施方針の策定にあたり第三者機関の議を経る過程を組み込むことで、より広範な公共サービス改革に向けた検討が可能になるものと考えられる。また、モニタリングや事業の検証・評価、制度の

検討についても第三者機関の関与を組み込むことで、公共サービスの改革にPDCAサイクルを組み込むことも可能であるといえる。

③合議制機関の条例における位置付け

条例には議会の議決を要するという制定の要件があり、さらに議会の開催時期が決まっていることから執行までに時間を要するという制約がある。しかしながら、例規の整備を行うことで市において当該条例の内容を体系的に理解することや官民共通の理解のもと行政サービスに取り組めること等の効果が考えられる。

今回の南相馬市での市場化テストに関しては、第三者機関の条例設置が必須ではないものの、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が求められる時勢にあり、市はそのための環境整備の一環として、官民競争入札制度の導入検討とともに、行財政改革に積極的に取り組んでいることから、また市民に対して市の姿勢をみせるためにも、条例及び規則といった制度を整備するべきであると考えられる。

また、今後の公共サービスの改革に向けた取り組みを推進するためにも、今回は対象とする行政サービスの執行に最低限必要な第三者機関設置に係る条例を制定することのみにとどめるのではなく、公共サービス改革全般（第三者機関条項も含まれる）を体系的に整えた推進条例（施行規則含む）を制定することが望ましい。

(5) サービスの質・創意工夫範囲の検討

①サービスの質の設定についての考え方

質の設定にあたっては、官民競争入札等の対象となる業務を行うにあたり確保すべき質を示すこととされており、設定にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- サービスの質は政策目的と整合性を持った定量的な指標で示す。
- 求める水準は、従来の実施における目的の達成の程度との比較も含め、合理的なものとする。
- 定量化されない要求事項がある場合、可能な限り明確なものとする。

しかし、現状の公共サービスに関する業務は必ずしも明確な質の元に業務が管理されている訳ではなく、また業務の切り出し方によっては適切な質が設定できない場合もある。

ここでは、以下の考え方にに基づき、各業務の質の設定を行うこととする。

1) 従来からの実施において質が設定されている場合

- 対象となる業務について、従来の実施状況等について、既にサービスの質が定量的に設定されている場合は、これを示す。

2) 従来からの実施において質が設定されていない場合

- 対象となる業務のサービスの質が従来の実施状況等から定量的に設定されていない場合、対象業務を包括的に委託した場合の「業務全体の質」を設定するとともに、「現行の業務の実施レベルを前提とした基準」を示す。
- 業務の実施にあたっては、「業務全体の質」と「現行基準」に対して、民間事業者からの提案を受け付けることで、提案に基づく実施方法及び質が設定されるものと想定する。

図表 質の設定イメージ

②提案による質の設定 ⇒ 民間事業者の業務全体に対する提案と①への改善提案を前提
①現行基準の設定 ⇒ 既存の仕様書類に示す従来の実施方法を前提

現行基準を示す際に、従来の実施方法等を示す既存の仕様書類が存在する場合は、実施要項作成作業及び民間事業者の提案書作成作業効率化の面からこれを活用することを可能とする。ただし、この場合においても、民間事業者からの提案を受けるために、対象業務を包括的に委託することによる業務全体に対する質の設定については、別途検討のうえ設定を行うこととする。

業務を包括的に委託することによる業務全体の質については、「確実性」、「安全性」、「迅速性」、「快適性」、「効率性」といった面からの指標化・数値化を検討する必要がある。

これらのデータが存在していない場合は、実施要項の作成に先立ち、一定の期間を設けこれらの指標について施設利用者等を対象にアンケートを行うなどして測定を行い、準備することが必要。

包括的に質を設定することが困難な場合は、なるべく作業単位での設定を考える。

質の設定にあたっては、業務範囲との関係から、民間事業者の業務だけでは管理不能なリスク（ex. 他の行政部門の業務により影響を受けるような場合）を含む指標の設定は好ましくない。また、クレーム件数のような指標については、利用者側の特性にも影響を受けるため、民間事業者の努力が評価可能な指標となるよう留意して設定する。具体的には、クレーム発生件数ではなく、例えばクレーム発生時から問題解決までに要する時間とするなどの設定が好ましいと考えられる。また、一定の範囲を設けて判断することも必要。

図表 各業務において考えられる質

対象業務	業務全体の質	現行基準
窓口関連業務	利用者満足度 誤交付件数	業務フローの遵守 身だしなみ、接客態度 説明の理解度 窓口での所要時間や待ち時間 証明書発行にかかわる注意事項の遵守
市営住宅管理業務	収納率	関連法令の遵守 ・ 公営住宅法 ・ 南相馬市営住宅条例 ・ 南相馬市営住宅条例施行規則
納税勧奨等業務	収納率 納付勧奨件数	納税交渉マニュアルの遵守

収納率についても、収納率に係る業務を包括的に委託できる場合は質として設定することが合理的と考えられるが、今回検討している納税勧奨等業務のような部分的な業務の場合は、業務全体の質として設定するには過剰な設定であると考えられる。このような場合には参考値程度に留め、変わりに勧奨回数などを設定することも必要である。

②創意工夫の範囲

民間事業者からの創意工夫については、それを評価できるよう評価の基準において事前に定めておく必要がある。

例えば、改善提案があった業務（項目）については、従来の実施状況と比較して質の維持が可能であるか、質の向上が図られているかどうかの観点から民間事業者の提案内容を評価する必要がある。このため、企画書の様式では、あらかじめ変更によっても現行基準レベルの質が保てることについて説明欄を設けるなどの配慮が必要である。

窓口業務のようにレイアウト変更を可能にする場合、レイアウト変更に伴うコストの負担についても行政で負担するか否かによって創意工夫の提案を受ける範囲は異なる。

納税勧奨等業務についても、他の債権も一括で勧奨する事を可能にするか否かで提案の内容も異なる。

図表 各業務における創意工夫の範囲

対象業務	創意工夫の発揮が想定される部分
窓口関連業務	①人員配置 ⇒業務繁忙を利用した柔軟な業務シフトによる人件費コストの圧縮や市民サービスの充実 ②業務時間 ⇒受付・交付時間の延長、夜間・休日受付・交付の実施（ただし、庁舎の開閉時間やセキュリティ面との調整が必要） ③レイアウト変更 ⇒市民にわかりやすいレイアウト変更による満足度の上昇（ただし、費用負担についての整理が必要）
市営住宅管理業務	①人員配置 ⇒業務の繁忙を利用した納付勧奨業務の充実 ⇒修繕ノウハウを有する人材の活用による業務の効率化 ②業務時間 ⇒包括的な委託による対応時間の延長（ただし、庁舎の開閉時間やセキュリティ面との調整が必要）
納税勧奨等業務	①人員配置 ⇒業務の繁忙を利用した納税勧奨等業務の充実 ②業務時間 ⇒電話による勧奨業務の時間の工夫

(6) 人員・コストの検討

各業務を所管する部署の年間の費用と対象業務分のコストを整理する。各業務の原単価は昨年度実施の市場化テスト F/S 報告書の数値を活用。

ここでは、実施要項に示す従来の実施状況に関する情報のうち、コスト面の情報開示として、整理すべき内容を示す。

①窓口関連業務

窓口関連業務全体のコスト			
業務量	正職員	7,596 千円	6 人分
	嘱託職員	2,559 千円	0 人分
	臨時職員	1,793 千円	8 人分
人件費			45,576 千円
	正職員	7,596 千円	45,576 千円
物件費(委託費含む)			39,241 千円
	嘱託職員賃金	2,559 千円	0 千円
	臨時職員賃金	1,793 千円	14,344 千円
	委託費	4,857 千円	4,857 千円
	その他物件費	3,340 千円	20,040 千円
退職給付金 正職員	377 千円		2,261 千円
間接部門費 正職員	1,114 千円		6,683 千円
合計			93,761 千円

対象業務については、官民比率 4 : 6 との認識であることから、人件費（嘱託・臨時職員賃金含む）にこれを反映して市場化テスト対象業務分のコストについては、以下のような情報が開示されるものと考えられる。

市場化テスト対象業務分のコスト			
業務量	正職員	7,596 千円	2 人分
	嘱託職員	2,559 千円	0 人分
	臨時職員	1,793 千円	8 人分
人件費			15,192 千円
	正職員	7,596 千円	15,192 千円
物件費(委託費含む)			14,344 千円
	嘱託職員賃金	2,559 千円	0 千円
	臨時職員賃金	1,793 千円	14,344 千円
	委託費	4,857 千円	0 千円
	その他物件費	3,340 千円	0 千円
退職給付金 正職員	377 千円		754 千円
間接部門費 正職員	1,114 千円		2,228 千円
合計			32,517 千円

情報の開示としてはフルコストが前提であるが、委託する場合の対象費用（予算）としては、人件費（嘱託・臨時職員賃金含む）だけでなく、対象人員の退職給付金や管理に要する間接部門経費についても含めるとともに、業務範囲に含まれる業務についての経費は委託の費用に含める必要がある。

開示する情報の期間については、原則 3 年以上の情報を開示することが望ましい。

また、ある年度に生じた特殊要因については、その原因を説明する必要がある。

②市営住宅関連業務

本庁舎での市営住宅関連業務全体のコスト			
業務量	正職員	7,596 千円	3 人分
	嘱託職員	2,559 千円	1 人分
	臨時職員	1,793 千円	0 人分
人件費			22,788 千円
	正職員	7,596 千円	22,788 千円
物件費(委託費含む)			19,833 千円
	嘱託職員賃金	2,559 千円	2,559 千円
	臨時職員賃金	1,793 千円	0 千円
	委託費	7,254 千円	7,254 千円
	その他物件費	3,340 千円	10,020 千円
退職給付金 正職員	377 千円		1,131 千円
間接部門費 正職員	1,114 千円		3,342 千円
合計			47,093 千円

市営住宅関連業務については、判断行為と督促などの一部の業務を除いて切り出し可能との判断から、正職員1人を除く全てを市場化テスト対象のコストとして整理する。

市場化テスト対象業務分のコスト			
業務量	正職員	7,596 千円	2 人分
	嘱託職員	2,559 千円	1 人分
	臨時職員	1,793 千円	0 人分
人件費			15,192 千円
	正職員	7,596 千円	15,192 千円
物件費(委託費含む)			16,493 千円
	嘱託職員賃金	2,559 千円	2,559 千円
	臨時職員賃金	1,793 千円	0 千円
	委託費	7,254 千円	7,254 千円
	その他物件費	3,340 千円	6,680 千円
退職給付金 正職員	377 千円		754 千円
間接部門費 正職員	1,114 千円		2,228 千円
合計			34,666 千円

上記のコスト以外に、対象業務に含まれる計画修繕以外の一般・緊急修繕に係る費用として、年間約1,216万円(平成21年度調べ)が発生している。この費用については、事前に一定の予算を確保して委託の際の費用に含めるか、修繕発生毎に行政に対し請求と精算を行うかの整理が必要である。修繕の基準が明確である場合は、過去の費用を元に委託費用に含めることとして民間事業者による効率化努力に期待することも考えられる。今回の検討においては、年間の修繕経費についても委託費の対象として整理し、その支払方法や精算のあり方等については実施要項における委託費の支払い方法について考え方を提示することとする。

③納税勸奨等業務

納税勸奨業務全体のコスト			
<官のコスト>			
業務量	正職員	7,596 千円	7 人分
	嘱託職員	2,559 千円	4 人分
	臨時職員	1,793 千円	0 人分
人件費			53,172 千円
	正職員	7,596 千円	53,172 千円
物件費(委託費含む)			37,632 千円
	嘱託職員賃金	2,559 千円	10,236 千円
	臨時職員賃金	1,793 千円	0 千円
	委託費	4,016 千円	4,016 千円
	その他物件費	3,340 千円	23,380 千円
退職給付金	正職員	377 千円	2,638 千円
間接部門費	正職員	1,114 千円	7,797 千円
合計			101,239 千円

納税勸奨等業務を委託した場合、業務を管理するマネージャーと実務業務を行う 2 人が必要であると考えられる。しかし、本業務対象は業務量が不明確であり、小規模な業務であるため、業務量としては 1 人分の人件費が必要であると想定される。

市場化テストの対象業務分のコスト			
業務量	正職員	7,596 千円	1 人分
	嘱託職員	2,559 千円	0 人分
	臨時職員	1,793 千円	0 人分
人件費			7,596 千円
	正職員	7,596 千円	7,596 千円
物件費(委託費含む)			0 千円
	嘱託職員賃金	2,559 千円	0 千円
	臨時職員賃金	1,793 千円	0 千円
	委託費	4,016 千円	0 千円
	その他物件費	3,340 千円	0 千円
退職給付金	正職員	377 千円	377 千円
間接部門費	正職員	1,114 千円	1,114 千円
合計			9,087 千円

(7) 公共サービスの改革の推進に関する指針等の整理

市場化テストを推進し、実施するにあたっては、指針の策定や条例を制定することとなる。ここでは、それぞれの概要および法的根拠を明確にし、地方公共団体の状況による整理を行っている。なお、後段では南相馬市における市場化テストの実施に際し、必要となる指針、推進条例、第三者機関設置条例について文案を掲載している。

■指針（ガイドライン）

市場化テストを実施するうえで、その基本的な考え方については何らかの方法で整理することが好ましい。指針（ガイドライン）は、特に法に規定されているものではないが、市場化テストを含めた公共サービスのあり方に対する地方公共団体の基本的な考え方を示すものとして位置付けられる。

具体的には制度の概要、実施の目的、基本原則等の基本的考え方、また、基本的な実施方法や留意点、検討すべき事項について取りまとめる。また、実施過程において課題になった事項等については、必要に応じて指針へ反映、改定することも可能である。

<他事例>

横浜市：平成19年3月「提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン」を公表

多治見市：「多治見市市場化テストガイドライン(基本指針)」を平成19年4月に公表

浜松市：「浜松型市場化テストの導入に向けての基本指針」(PDF)を策定(平成20年5月公表)

大阪市：平成20年度内に「大阪市提案競争型民間活用基本方針」を策定

倉敷市：平成18年7月24日「倉敷市官民競争入札制度(市場化テスト)基本方針」を公表

大阪府：平成17年8月「大阪府市場化テストガイドライン」を公表

熊本県：平成19年3月に「提案公募型アウトソーシング事業事務処理ガイドライン」を公表(熊本県版市場化テスト)。

■第三者機関設置条例

合議制機関設置については、公共サービス改革法第47条第2項において規定されており、法に基づき特定公共サービスに係る官民競争入札を実施する場合には、条例により公共サービスに関して優れた識見を有する者によって構成された審議会その他合議制の機関を設置する必要があるとされているが、法に基づかない場合でも市場化テストの制度趣旨を鑑み、透明性、中立性、公正性を確保するために設置条例を制定することが好ましい。

なお、第三者機関設置も含め、市場化テスト全般に関する推進条例として作成し、

議会の議決を経ることも可能である。

■推進条例

法的な位置付けは特に定められておらず、市場テストを実施する際の手続等を明確化させたもの。公共サービス改革推進についての全般的な指針を条例化したものとなるが、本条例において合議制機関の設置についても定められることから、条例を制定する場合は第三者機関設置条例とするか、推進条例とするかについて検討が必要である。

条例として制定することで議会の議決を経た地方公共団体における取り組み方向性、方法として整備されるものとなるため、市場化テストへの取り組みに対する合意形成が庁内でなされている場合は、条例にて制定することが好ましい。

<他事例>

丸 森 町：「丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例」を制定
(平成 20 年 6 月 19 日町議会で可決、7 月 1 日公布・施行)

足 立 区：平成 18 年 9 月区議会に「足立区における公共サービス改革の推進に関する条例」案を提出し、可決される

■実施方針

国においては「公共サービス改革基本方針」の策定が法第 7 条において定められており、公共サービスの改革に関する政府の指針、対象事業を定めるものとして示されている一方、地方公共団体においては、法第 8 条第において同様の内容が規定されている。

これは、法に基づき官民競争入札・民間競争入札を実施する場合は実施方針を策定することとなっている。

官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービス業の内容を規定し、「競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標、官民競争入札若しくは民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容、その他競争の導入による公共サービスの改革の実施に必要な事項」について定めるものである。

なお、法に基づき実施しない場合においても、具体の市場化テスト導入業務を想定している地方公共団体は、取り組みの姿勢を表すためにも、実施方針を策定することが好ましい。

＜他事例＞

北海道：平成18年11月『「北海道版市場化テスト(仮称)」モデル事業実施方針(案)』を公表。

奥州市：平成19年7月に「奥州市モデル市場化テスト実施方針」を策定

倉敷市：平成19年2月「官民競争入札制度にかかる可能性調査の実施」を公表
平成19年5月31日「可能性調査の結果」及び「対象事業に関する実施方針」を公表

■実施状況と指針・条例の関係

市場化テストを実施する場合、法に基づく場合と基づかない場合のいずれかによって、制定すべき条例や策定すべき方針が異なる。また、地方公共団体において、市場化テストを含めた公共サービスのあり方について検討が進んでいる場合、もしくは市場化テスト導入を想定し、対象業務についても一定の議論が進んでいる場合と、検討過程もしくは今後の取り組み方法等について議論する場合とでも異なる。

下表は、作成すべき指針等の位置付けや、議会議決の要・不要による整理を行っているが、法上規定されているのは、法に基づき実施する場合の実実施方針および第三者機関設置条例の2点である。

その他については、各地方公共団体における議論の熟度、庁内におけるコンセンサス形成によって判断が異なるのは、前述したとおりである。

＜実施状況と指針等の関係＞

	法に基づく場合	法に基づかない場合	
		既に庁内検討が進んでおり市場化テスト導入がほぼ合意され、対象業務が明確となっている場合	市場化テストをはじめとした官民連携等の検討途中もしくは今後取り組もうとしている場合
指針	△	△	◎
推進条例	◎ 若しくは	◎ 若しくは	○ 若しくは
第三者機関設置条例	◎	◎	○
実施方針	◎	◎	△

- ◎ 作成したほうがよい
- 可能であれば作成
- △ 作成の必要性は低い

①公共サービスの改革の推進に関する指針

南相馬市
公共サービスの改革の推進に関する指針（案）

平成 年 月
南相馬市

目 次

はじめに

第1 導入に当たっての基本理念

第2 導入による期待効果

- 1 公共サービスの改善
- 2 情報公開の促進
- 3 官民協働の促進
- 4 規制緩和の促進
- 5 市職員の意識改革及び事務改善の促進
- 6 事業機会の創出、行政（市）の負担軽減

第3 公共サービス改革に取り組む官民双方の責務

- 1 市の責務
- 2 民間事業者の責務

第4 市場化テストの実施

- 1 実施方針
- 2 官民競争入札
- 3 民間競争入札
- 4 落札者の決定と契約
- 5 公表
- 6 秘密保持
- 7 監督

第5 対象事業

第6 第三者機関

- 1 設置目的
- 2 役割

第7 今後の取り組みの方向性

はじめに

南相馬市（以下、「市」という。）では、自ら実施する公共サービスに関して公共サービスの担い手の最適化を企図するため、その実施を民間が担うことができる公共サービスは民間に委ねる観点からこれを見直し、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される業務について、透明かつ公正な競争の下で公共サービスの改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革実施方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続き、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、合議制機関の設置その他必要な事項を定めることとしている。

第1 導入に当たっての基本理念

競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する市民の立場に立ち、市がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスについて不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、市民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

第2 導入による期待効果

1 公共サービスの改善

- ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号。以下、「法」という。）により総合評価入札方式での落札者決定が義務付けられており、価格のみならずサービス内容も評価の対象とされること。
- ・対象公共サービスに係るコスト分析の結果、当該公共サービスの改善点が明確化されること。

2 情報公開の促進

- ・法の定めにより、競争入札の実施に当たっては、対象業務に係る全ての情報の開示がされなければならない。これにより民間事業者の競争入札への参加を促すとともに、行政運営の透明化が図られる。

3 官民協働の促進

- ・法の趣旨は、公共サービスの実施に関して、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねることであり、官と民の各々の長所や得意分野を活かし公共サービスに係る役割や責任を分担することになる。このことにより業務の効率化と併せて官民協

働の促進が図られる。

4 規制緩和の促進

- ・法により公共サービスのうち官の専管であるものについても民間へ開放される可能性が示されており、このことから民間開放により高い効率性が認められる場合に規制緩和を国に要望することにより、規制緩和の促進が期待できる。

5 市職員の意識改革及び事務改善の促進

- ・競争原理の導入が官における費用対効果への意識等がみられることとなり、その結果、市職員の意識改革が促されるとともに、事務改善も促す効果が期待できる。

6 事業機会の創出、行政（市）の負担軽減

- ・競争入札の導入によって、公共サービスを民間事業者が担うことが可能になり、このことが民間事業者にとって新たな事業機会の創出となる。また、民間事業者が担うことにより行政側の負担軽減となり、これは行財政改革への取り組みに資することとなる。

第3 公共サービス改革に取り組む官民双方の責務

1 市の責務

- (1) 第1に記載の導入に当たっての基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする公共サービスを適切に選定するほか、市の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (2) 前記（1）の見直しを通じ、公共サービスのうち、市の事務又は事業として行う必要がないと認めるものは、これを廃止することを検討するものとする。
- (3) 公共サービスに関する見直しを行うなかで、競争の導入による法第2条第5項に定めるサービスの範囲の変更その他法の改正が必要と認めるときは、国に対し当該事項に係る必要な措置を講じるよう要望するものとする。

2 民間事業者の責務

公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する市民の信頼を確保するよう努めなければならない。

第4 市場化テストの実施

1 実施方針

- (1) 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関し、次ぎに掲げる必要な事項を定めたものを作成する。
 - ア 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項
 - イ 官民競争入札の対象として選定した公共サービスの内容
 - ウ 廃止対象公共サービス内容及びこれに伴い市が講ずべき措置に関する事項
 - エ その他、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項
- (2) 公共サービスの業務範囲に係る民間意見の聴取
- (3) 公共サービス内容の適切な方法による情報の公表
- (4) 実施方針を定めようとするときは、第三者機関の議を経るものとする。
- (5) 作成後の速やかな公表

2 官民競争入札

- (1) 実施する公共サービス（以下、「官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、実施方針に基づき官民競争入札に係る実施要項を定めるものとする。
 - ア 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項
 - イ 実施期間に関する事項
 - ウ 入札参加資格に関する事項
 - エ 入札に参加する者の募集に関する事項
 - オ 評価基準その他の決定に関する事項
 - カ 入札の公正性を阻害するおそれがある市職員間の情報の交換を遮断するための措置に関する事項
 - キ 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
 - ク 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項
 - ケ 公共サービス実施民間事業者が、市長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
 - コ 公共サービス実施民間事業者による第三者への損害に係る賠償等に関する事項
 - カ その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項
- (2) 実施方針を定めようとするときは、第三者機関の議を経るものとする。

3 民間競争入札

- (1) 実施する公共サービス（以下、「官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、実施方針に基づき官民競争入札に係る実施要項を定めるものとする。

- ア 入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき入札対象公共サービスの質に関する事項
- イ 実施期間に関する事項
- ウ 入札参加資格に関する事項
- エ 入札に参加する者の募集に関する事項
- オ 評価基準その他の決定に関する事項
- カ 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- キ 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項
- ク 公共サービス実施民間事業者が、市長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のため実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- ケ 公共サービス実施民間事業者による第三者への損害に係る賠償等に関する事項
- コ その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

4 落札者の決定と契約

官民競争入札において、市側の提案内容よりも官民競争入札対象公共サービスに質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者のうち最も有利な申込みをした民間事業者、民間競争入札における最も有利な申込みをした民間事業者、それぞれについて当該民間事業者を落札者として決定する。その後、実施要項等にしがい契約を締結し、当該公共サービスについて委託する。

5 公表

入札により落札者が決定したときは、当該落札者の名称（または氏名）、落札金額、落札者の決定理由及び入札申込み内容の概要を公表する。

また、市が実施することとなった場合、市による実施の決定の旨、その理由、市の提案内容の概要及び対象公共サービスの実施に要する経費の金額を公表する。

6 秘密保持

公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 監督

(1) 報告の徴収等

市は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又は市の職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若し

くは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 指示等

市は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 第三者機関への通知

市は、公共サービス実施民間事業者に対し対象公共サービスに係る報告の徴収や指示を行った場合、当該措置の内容及び理由を遅滞なく第三者機関に通知する。

第5 対象事業

対象業務の選定は市の行政経営を十分に考慮し、そのうえで市の方針において対象業務を決定する。市では現状、導入を計画している業務として次の3つの業務においてその一部について予定している。

ア 窓口業務

イ 市営住宅関連業務

ウ 納税勸奨等業務

第6 第三者機関

1 設置目的

市の公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革における実施の過程について、その透明性、中立性及び公平性を確保するため、公共サービスに関して優れた識見を有する者から構成する第三者機関を設置する。

2 役割

主に次に掲げる事項について活動を行う。

- ・実施方針の審議
- ・事業に係る提案内容の審議とその内容の市長への答申
- ・実施要項の審議
- ・競争入札の落札者決定にかかる評価に対する意見
- ・その他市場化テストの公正な競争の確保に関すること

第7 今後の取り組みの方向性

市では、市民ニーズに即した市民納得度を高める行政サービスの提供を図り、成果重視、目的重視の行政経営を推進しているところである。このことは、限定された行政サービスだけでなく、市が行う行政サービスの全般が対象と考えられる。

現状では、地方公共団体において法の対象となる業務は、限定的である。しかし、市が市場化テストで導入を予定している業務への対応として、今後の法改正によって対象業務が拡大される等の状況が想定されることもあり、また、公共サービス改革には不断の取り組みが必要であるとの観点から、市の体制として、公共サービス改革への取り組みに関する指針の整備、法の定めによる第三者機関の設置に係る条例並びに規則の制定をすることとする。

今後、現在の3つの業務の市場化テスト実施等を踏まえて、本指針を見直す、条例として整備する等の検討を行う。

条例について、議会の議決を要するという制定の要件があり、さらに議会の開催時期が決まっていることから執行までに時間を要するという制約がある。しかしながら、例規の整備を行うことで市において公共サービス改革に関する内容を体系的に理解できること等の効果が考えられる。

また、法の手続きを例規で規定することは、対象とする行政サービスに係る根拠法を一本化することで効率的に業務の執行が行えることとなり行政経営に資するものと考えられる。

公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が求められる時勢にあり、そのための環境整備の一環として、官民競争入札制度に係る法律が整備されている。市は、行財政改革に積極的に取り組んでいることから、また市民に対して市の姿勢をみせるためにも、条例及び規則といった制度を整備すべきである。したがって、将来的には公共サービス改革全般（第三者機関条項も含まれる）を体系的に整えた推進条例（施行規則含む）を制定すべきと考える。

②公共サービス改革の推進に係る条例及び条例施行規則

南相馬市公共サービス改革の推進に関する条例（案）

平成 年 月 日
号

目 次

第一章 総則（第1条－第5条）

第二章 公共サービス改革実施方針等（第6条）

第三章 官民競争入札又は民間競争入札

第一節 官民競争入札（第7条－第11条）

第二節 民間競争入札（第12条－第13条）

第四章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

第一節 契約（第14条－第16条）

第二節 対象公共サービスの実施（第17条－第18条）

第三節 監督（第19条－第20条）

第五章 市が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施（第21条）

第六章 南相馬市公共サービス改革推進委員会（第22条－第29条）

第七章 雑則（第30条－第31条）

第八章 罰則（第32条－第34条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、南相馬市（以下、「市」という。）が自ら実施する公共サービスに関し、公共サービスの担い手の最適化を企図するためその実施を民間が担うことができる公共サービスは民間に委ねる観点からこれを見直し、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される業務について、透明かつ公正な競争の下で公共サービスの改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革実施方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続き、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、合議制機関の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公共サービス」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市の事務又は事業として行われる市民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち、次ぎに掲げるものをいう。
 - ア 施設の設置、運営又は管理の業務
 - イ 窓口における相談等の業務
 - ウ 研修、調査若しくは研究の業務又は庶務関連等の業務
 - エ アからウまでに掲げる業務のほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも市が自ら実施する必要がない業務
 - (2) 市の事務又は事業として行われる市民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号。以下、「法」という。）第5章第2節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められているもの（以下、「特定公共サービス」という。）をいう。
- 2 この条例において「官民競争入札」とは、第6条に規定する実施方針において選定された公共サービスについて、市と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続きであって、第三章第一節の規定により行われるものをいう。
- 3 この条例において「民間競争入札」とは、第6条に規定する実施方針において選定された公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続きであって、第三章第二節の規定により行われるものをいう。
- 4 この条例において「公共サービス実施民間事業者」とは、第14条第1項の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。

(参考：丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例 第2条（定義）

(定義)

第2条 この条例において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町の事務又は事業として行われる町民に対するサービスの提供その他の公共の利益

の増進に資する業務（行政処分を除く。）であって、その内容及び性質に照らして、必ずしも町が自ら実施する必要がないもの

- (2) 町の事務又は事業として行われる町民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第5章第2節の規定により、法律の特例が適用されるものとしてその範囲が定められているもの（以下「特定公共サービス」という。）

2 (以下、～略～)

(基本理念)

第3条 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する市民の立場に立ち、市がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスについて不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、市民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする公共サービスを適切に選定するほか、市の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 市は、前条の見直しを通じ、公共サービスのうち、市の事務又は事業として行う必要がないと認めるものは、これを廃止するものとする。

3 市は、公共サービスに関する見直しを行うなかで、法第2条第5項に定めるサービスの範囲の変更その他法の改正が必要と認めるときは、国に対し当該事項に係る必要な措置を講じるよう要望するものとする。

(民間事業者の責務)

第5条 公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する町民の信頼を確保するよう努めなければならない。

第二章 公共サービス改革実施方針等

(官民競争入札等の実施方針)

第6条 市長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合は、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関し必要な事項を定めた実施方針（以下、「実施方針」という。）を作成するものとする。

2 市長は、実施方針を定めようとするときは、南相馬市公共サービス改革推進委員会（第22条に規定する委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経るものとする。

3 市長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、実施方針の作成について必要な事項は、規則にて別に定める。

第三章 官民競争入札又は民間競争入札

第一節 官民競争入札

（官民競争入札実施要項）

第7条 市長は、官民競争入札を実施するときは、実施する公共サービス（以下、「官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、実施方針に基づき官民競争入札に係る実施要項を定めるものとする。

2 市長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経るものとする。

3 市長は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

（欠格事由）

第8条 法第17条において準用する法第10条の各号に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札に参加させないこととされた者

（2） 第16条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者

（3） 南相馬市公共サービス改革推進委員会の委員又は当該委員と次に掲げる者と規則で定める直接の利害関係を有する者

（官民競争入札への参加）

第9条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次の各号に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録

であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)を市長に提出することにより、申込みを行うものとする。

(1) 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法

(2) 入札金額

2 官民競争入札に参加する市長は、官民競争入札実施要項に従って、前項第1号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成するものとする。

3 第1項の規定により申込みを受けた市長は、遅滞なく、前2項の書類の写しを南相馬市公共サービス改革推進委員会に送付しなければならない。

(官民競争入札の実施及び落札者等の決定)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の書類の全てについてその評価を行うものとする。この場合において、市長は、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経なければならない。

第11条 市長は、前条の規定による評価に従い、市長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者(最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適當な場合として規則で定める場合にあっては、当該最も有利な申込みをした者の次に有利な者)を落札者として決定するものとする。

2 市長は、前条の規定による評価に従い、市長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかったときは、市が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるもの又は市が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び市長が作成した第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

第二節 民間競争入札

(民間競争入札実施要項)

第12条 市長は、民間競争入札を実施するときは、実施する公共サービス(以下、「民間競争入札対象公共サービス」という。)ごとに、遅滞なく(法令の制定又は改廃を要するもの